

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から45年8月まで

申立期間当時、夫が寿司屋を経営しており、顔なじみのお客様から国民年金のことを言われたことが契機となって国民年金に加入した。昭和39年12月ごろ夫が夫婦二人分の加入手続を行い、私は雪の中、産まれたばかりの子供を背負いながらA区役所へ行って、保険料を納付したことをはっきりと覚えている。火事で焼けてしまって領収書などは残っていないが、国民年金保険料を納付したのは間違いないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和44年4月から45年8月までの期間については、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は42年3月7日に夫婦連番で払い出されていることから、申立人の夫はこのころに国民年金の加入手続を行ったものと推認される上、同居していた申立人の夫の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、申立人が当該期間の保険料についても納付したものとみても不自然では無い。

また、申立人は、昭和45年8月に自宅が火事になり、その2か月前に出産したこともあり、国民年金保険料の納付ができるような状態ではなかったため、その後、しばらく国民年金保険料を納付していなかったと主張しており、実際に45年*月に息子を出産していることが確認でき、その主張に不自然なところはみられない。

さらに、申立人が現在所持している昭和47年4月1日に発行された国民年金手帳は更新されたものであり、更新前の国民年金手帳を当時所持していたと推認できることから、それまで、保険料を納付していたところ、45年8月

に自宅が火事になったため、しばらく保険料の納付を中断するようになったが、その後、国民年金手帳が更新されたことから再度、保険料の納付を始めたと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち昭和 39 年 12 月から 44 年 3 月までの期間については、申立人は 39 年 12 月ごろに申立人の夫が国民年金の加入手続を行い、そのころから国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、上述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は 42 年 3 月 7 日に夫婦連番で払い出されていることから、申立内容とは符合しておらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当該期間については、同居していた申立人の夫も未納となっており、申立人のみが国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 45 年 8 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から52年3月まで

私は高校を卒業した後、家業の小売店で働いている。20歳になった昭和49年*月に、父親が、国民年金に加入し納付するのは義務だと言って、私の保険料納付を始めてくれた。以後、保険料を自治会の集金で納付していたことを記憶している。

申立期間について、未納とされていることは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年10月11日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認することができ、その時点において、申立期間の一部の保険料は、時効により納付することができない上、前述の払出日より前に、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号の払出しがないかどうか、オンライン記録をもとに氏名検索を行ったが、申立人に該当する記録は見当たらない。

また、申立人は「20歳になれば、市役所から自治会に納付書が送られ、その納付書を使って自治会役員が集金を行うので、申立期間が未納となるはずがない。」と述べているが、申立人が居住するA市に確認したところ、同市では、20歳になった市民に対して、加入手続を経ないでいきなり納付書を発行することはないとしており、また、同市が国民年金保険料を徴収するために納付書を発行するようになったのは、昭和55年度からであることが確認できることから、申立人の主張と合致しない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続や保険料納付については、父親に任せていたと述べており、申立人自身はこれに関与しておらず、具体的な状

況が不明である。

加えて、申立期間は、28 か月と長期間にわたっている上、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 767

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年12月から44年3月まで

申立期間当時、夫が寿司屋を経営しており、顔なじみのお客様から国民年金のことを言われたことが契機となって国民年金に加入した。昭和39年12月ごろ夫が夫婦二人分の加入手続を行った。納付については夫婦別々にしていたので詳しいことはわからないが、そのころから夫も国民年金保険料を納付していたはずである。調査をお願いしたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、昭和39年12月ごろに申立人が国民年金の加入手続を行い、そのころから国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、42年3月7日に夫婦連番で払い出されている上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人はこのころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人の妻は、国民年金の加入手続には直接関与しておらず、国民年金保険料の納付も夫婦別々に納付したと主張していることから、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年ごろから27年ごろまで

私は、昭和25年ごろから27年ごろまでの期間、A社に勤めていた。私より先に同社に入社した親族からの紹介で、勤務していたにもかかわらず厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言及び申立人の業務内容に係る具体的な記憶から判断すると、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「A社には、昭和25年ごろから2年間ほど勤務した。私が入社した時及び退職した時、親族4人は同社に在籍していた。」と主張しているものの、当該親族4人のA社における厚生年金保険の被保険者記録が重複している期間は、申立期間のうち、25年10月から26年2月までの期間のみであり、申立人は同社において2年間ほど勤務していたことから、入社した時期及び退職した時期の特定ができない。

また、申立人は当該親族4人以外の同僚については、憶えていない上、申立期間に係る申立人の勤務実態及び同社における厚生年金保険の適用状況について、事業主及び申立期間に在籍していた複数の従業員に照会したが、申立人を憶えておらず、ほかに、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間において、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は確認できないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月 31 日から 43 年 1 月 1 日まで
私は、A社に昭和 42 年 12 月 30 日まで勤務した。12 月 31 日は会社の年末の休みの日であったが、末日付けで退職した。本来なら資格喪失日は翌日の 43 年 1 月 1 日となるはずだが、42 年 12 月 31 日となっているため、厚生年金保険の記録が 1 か月短くなっている。
調査をして、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る B 健康保険組合の資格喪失日は、昭和 42 年 12 月 31 日となっており、厚生年金保険の記録と一致している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の前後 50 人の資格喪失日を確認したところ、当該事業所の定休日である日曜日又は 12 月 31 日を退職日とし、その翌日を資格喪失日とされている者は無く、当該事業所は実際に勤務した最終日の翌日を資格喪失日として届出をしていたことが推認できる。

さらに、A社の後継の事業所である C社には、申立てに係る事実を確認できる関連資料は無く、申立人の厚生年金保険料控除についての事実を確認することができない。

加えて、申立期間は国民年金に加入し、保険料免除の申請が承認されている期間となっており、この免除は申請により手続されることから、当時、申立人は当該期間を国民年金の加入期間であると認識していたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月ごろから同年 10 月ごろまで
遊園地の売店に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の業務内容について具体的な記憶を有していることから、申立人がA社（現在は、B社）の経営していた遊園地の売店に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間に係る申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について、事業主及び申立期間に在籍した複数の従業員に照会したが、事業所が保管している厚生年金保険被保険者を記載した書類には申立人の氏名は無い上、申立てに係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は、同僚の氏名及び厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶を有しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月から同年 11 月まで
② 昭和 33 年 12 月から 40 年 9 月まで

私は、申立期間①についてはA市にあったB社に、申立期間②については同じくA市にあったC社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。調査して厚生年金保険の記録として認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は会社名及び住所の書かれた過去の履歴書を所持していると述べており、業務内容も具体的に記憶していることから、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、法人登記簿により、申立人が供述する所在地に申立ての事業所名と同じ名称の事業所が確認できるものの、当該事業所は、県外から昭和 33 年 8 月 1 日に移転し 49 年 10 月 1 日に解散しており、申立期間当時の代表取締役等に聴取することはできず、当該事業所が申立ての事業所であるか否かの確認ができない。

また、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について、同僚から聴取することもできない。

申立期間②について、C社の事業主は、勤務期間の特定はできないものの申立人は勤務していたと証言しており、申立人が供述する業務内容も事業主の証言と一致していることから、当該事業所に申立人が勤務していたことは認められる。

しかしながら、C社は昭和 57 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該事業所には申立期間当時の保険料控除を確認できる資料は保存されておらず、当該事業所に昭和 38 年 12 月から勤務し、事務を担当していたとする者は、「C社が厚生年金保険に加入したのは 57 年 5 月 1 日であり、それ以前は厚生年金保険料を控除していなかった。」と述べている。

さらに、申立人は同僚についての記憶が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入について聴取することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私が A 社に勤務していた時の厚生年金保険加入期間のうち、申立期間の標準報酬月額について、社会保険庁（当時）の記録では、昭和 45 年 2 月までの標準報酬月額より低くなっているが、当時の経済状況は右肩上がりの時期で、給料が下がったことがないと記憶しているので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

企業年金連合会が保管している A 社厚生年金基金に係る標準報酬月額の記録及び同社が保管する被保険者台帳の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることから、事業主は、社会保険庁の記録どおり、申立人の標準報酬月額の届出を行ったと考えられる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日に被保険者になったことが確認できる同僚の記録を見ると、申立人と同じ昭和 45 年 3 月に標準報酬月額が下がっている者が多数いることが確認できる。

さらに、A 社の人事担当者によると、「標準報酬月額が下がった理由は、昭和 44 年 12 月以降に賞与の支給回数が年 4 回から 2 回に変わったため。」と証言しており、賞与については、36 年 1 月 26 日付けの厚生省保険局長通達（保発第 5 号）により、支給回数が年間 4 回未満の場合は、標準報酬月額の算定基礎としない旨規定されていたところ、同社では、申立期間当時、1 回当たりの賞与支給額を多くする一方で、支給回数を 4 回から 2 回に変更したことにより、賞与が算定基礎とされなくなったため、標準報酬月額が低く

なつたと考へるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月1日から26年3月1日まで

私は、昭和22年6月にA社に入社し、23年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得して被保険者証を受け取ったが、その後、26年3月にも同社で再度、被保険者証を受け取った。「ねんきん特別便」では昭和25年8月1日に資格喪失し、26年3月に再度資格取得しているとされていることについて、25年ごろには、給料の遅配や会社の物品が差し押えられた記憶があるので、会社が保険料を滞納して私の厚生年金保険被保険者資格が喪失させられたのではないかと思っているが、途中で退職などしておらず、申立期間も継続して勤務していたため調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和22年6月にA社に入社してから26年6月に同社を退職するまでの間、途中で退職などしたことは無く、継続して勤務していたと主張している一方で、23年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得して被保険者証を受け取り、26年3月にも同社で再度、被保険者証を受け取ったと記憶している。このことについて、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を確認したところ、23年1月1日の資格取得時（25年8月1日資格喪失）と26年3月2日の資格再取得時（26年6月25日資格喪失）とでは、健康保険整理番号及び厚生年金保険記号番号が別の番号となっていることから、同社で2回、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手続が行われたことが確認できる。

また、申立期間当時の同僚3人についても、申立人と同様に昭和25年8月1日以前に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、26年3月2日にA社において再取得しており、再取得時の健康保険整理番号及び厚生年金保険記号

番号が、当初のものとは別の番号となっていることが健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により確認できる。

さらに、A社は、昭和56年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の代表取締役及び同僚等から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険に加入していた事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。